仕様書

本業務における仕様書は次のとおりです。

1　業務概要

(1)業 務 名　　浜松市立看護専門学校売店（無人店舗）設置場所貸付

(2)業務期間　　令和９年２月１日から令和１２年３月３１日まで
本市が引き続き使用を許可することが適当と判断した場合は、同一条件により契約を１年単位で自動更新できるものとする。

(3)実施場所

実施場所は、次のとおりとする。

所在地	浜松市中央区佐鳴台五丁目８番１号
設置場所	浜松市立看護専門学校１階ロビー
設置可能面積	９．００㎡
使用用途	学生及び教職員向け売店（無人店舗）

2　業務内容

(1)目的

市の行政財産使用許可により看護専門学校の一部を事業者に使用させ、事業者が食料品等を販売する無人店舗型売店を運営することにより、学生及び教職員の利便性向上及び福利厚生の充実を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

１階ロビーにおける無人店舗型売店の設置及び商品の販売、管理等

3 **無人店舗型売店の設置条件**

(1)　事業者の施設使用形態

無人店舗型売店の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第２３８条の４第２項第７号に基づき、市が事業者に対し、行政財産である建物の一部の使用許可する方法により行う。（行政財産の使用許可に関する事務処理要領 第２条第１項第４号）

(2)　使用料及び光熱水費の支払い

使用料は、浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例（昭和39年条例第34号）に基づき算出した額とする。行政財産の使用許可に関する事務処理要領第９条第１項７号による減免申請書を提出することにより、使用料の全額を減免する。光熱水費の支払いは、年１回払いとし、毎年４月末までに、看護専門学校が発行する納入通知書により一括納付するものとする。

(3)　必要経費

無人店舗型売店の設置及び撤去に要する工事費、移転費、通信費、修繕費、その他売店の営業に係る一切の費用はすべて事業者の負担とする。

(4)　設置の条件

ア　販売品目は、食品及び清涼飲料水、日用品、事務用品とし、酒類・タバコの販売は行　わないこと。

　食品はパン、菓子類、栄養補助食品、これらに類するもの等とし、多品目の構成に努めること。

　清涼飲料水は、缶、ペットボトル又はパックの容器とすること。

　なお、販売品目、販売価格については、受託候補者決定後に看護専門学校と協議すること。

イ　決済方法は事業者の企画提案によるものとし、決済に必要となる機器類は、事業者負担とする。

ウ　店内レイアウトについては自由とするが、車椅子の利用に配慮したレイアウトにすること。また、混雑時を見据えた決済スペースも確保すること。

エ　設備についてはできる限り省エネに配慮したものを設置すること。

オ　事業者決定後、無人店舗型売店を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。ただし、フランチャイズ本部が応募・決定した後に、本部とフランチャイズ契約を締結した加盟者に当事業の運営を委託し、本事業に係る最終責任を本部が負う場合を除くものとする。

カ　事業者は、本件使用に係る売上状況等を別に指定する期日までに、看護専門学校に提出すること。

(5)　維持管理責任

ア　商品補充、金銭管理及び店舗内の維持管理等については、事業者が行うこと。また、商品の消費期限及び衛生管理に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

イ　販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び搬出経路については、看護専門学校の指示に従うこと。

ウ　関係法令等遵守を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

エ　冷蔵庫等を設置する場合、据付面を十分に確認し、耐震対策を考慮したうえで安全に設置すること。

オ　設備設置に伴う事故は、市の責めに帰することが明らかな場合を除き、事業者がその責めを負う。また、機器搬入の際は、建物の床や壁面等が傷つかないように養生を行うなどの措置をとること。

カ　故障、苦情、問い合わせ等については事業者の責任において速やかに対応すること。

キ　使用期間満了前に自己都合により無人店舗型販売店を撤去しようとるす場合は、看護専門学校に対し撤去しようとする日の３か月前までに書面により通知すること。なお、納付済みの電気代は還付しない。

(6)　原状回復

　事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、事業者は原状回復に際し、一切の補償を市に請求することができない。

４　売上状況等の報告

(1)　定期報告

事業者は、本件に係る無人店舗型売店の売上状況を次のとおり指定する期日までに看護専門学校に報告すること。

ア　内容　売上金額（円単位）

イ　報告期限

①令和９年４月30日（令和９年２月１日～令和９年３月31日分）

③令和10年４月28日（令和９年４月１日～令和10年３月31日分）

④令和11年４月27日（令和10年４月１日～令和11年３月31日分）

⑤令和12年４月30日（令和11年４月１日～令和12年３月31日分）

(2)　随時報告

設備の設置、運営及び撤去に関して事故、盗難、破損等緊急の事案が発生した場合は、速かに看護専門学校に報告すること。

５　その他

この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、看護専門学校と事業者の協議によって決定するものとする。